

## 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会ホームページ等バナー広告表現ガイドライン

### (目的)

第1条 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下「本会」という。）ホームページに民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたって、本会有料広告掲載要綱に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、必要な事項を定める。

### (禁止事項)

第2条 次の事項を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止する。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（警告表示）
- (3) ラジオボタン（選択肢の表示）
- (4) テキストボックス（入力ができるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるもの）

### (本会ホームページとの区別)

第3条 次の表現については、ユーザーが本会ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止する。

- (1) 本会ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 本会の事業であると錯誤しやすいもの

### (色調)

第4条 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

### (解像度)

第5条 文字やイラスト等の解像度は適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

### 附 則

このガイドラインは平成25年7月1日から施行する。